



disclosure 2022

北海道信用保証協会レポート

ごあいさつ

平素は、北海道信用保証協会の業務について、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度も当協会の業務内容や事業実績、年度経営計画の進捗状況等についてご報告するディスクロージャー誌「北海道信用保証協会レポート2022」を作成しました。ご覧いただき、本誌を通じて当協会へのご理解を深めていただければ幸いです。

新型コロナウイルス感染症の蔓延から2年以上が経過しましたが、依然として、変異株の発生等により感染の拡大と縮小が繰り返され、北海道経済は甚大な影響を受けています。ウイズコロナの対策が進んだことで一部の業種では業況改善の動きが見られるものの、緊迫する世界情勢や原油価格の高騰等もあり、引き続き予断を許さない状況が続いています。

中小企業・小規模事業者(以下、事業者)においては、これまで国の経済対策により、代位弁済や企業倒産については低位に抑えられてきましたが、膨らんだ負債を今後どのように返済していくかという過剰債務の問題を多くの事業者が抱えており、収益性の改善が大きな課題となっています。また、高齢化を背景にした事業承継問題のみならず、生き残りを懸けた業態転換・M&A等による地域産業の承継、さらにはポストコロナの需要に対応する新たな事業の拡大など、コロナによって打撃を受けた地域の雇用や活力を、どのように守り次世代に繋げていくのかという、社会的な課題に直面しています。

当協会では、事業者のコロナ克服を積極的に後押しするため、北海道立総合研究機構、北海道中小企業総合支援センター、北海道貿易物産振興会の3機関と共同で「北海道イノベーションプラットフォーム」を立ち上げました。創業、経営改善・生産性向上等を、各機関間で緊密に連携し、全面的に支援しています。

また、事業者が災害や景気変動等乗り越え、新たな局面を切り拓くための、事業再構築、BCP策定、持続可能な社会実現の取り組み、事業承継など、ライフステージに即応した保証を推進していきます。さらには、国や地方公共団体の施策に呼応し、金融機関等と連携し事業者のニーズに迅速かつ的確に応えることで、地域への貢献を果たしていきます。

役職員一同、「企業とともに、地域のために」中小企業金融の円滑化を通じて、北海道の地域経済発展に貢献できるよう全力を尽くして取り組んでまいります。今後とも皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和4年7月

北海道信用保証協会

会長 山谷 吉宏

CONTENTS

01	北海道信用保証協会の概要	03
02	令和3年度の取り組み	04
03	令和3年度 業務概況	18
04	令和3年度 決算報告	24
05	事業実績および評価	28
06	年度経営計画	36
07	コンプライアンスの実践の取り組み	40
08	個人情報保護宣言	41
09	反社会的勢力の排除	42
10	役員名簿・機構組織図	43
11	本支店窓口のご案内	44

01

北海道信用保証協会の概要

沿革

昭和24年3月29日	社団法人北海道信用保証協会設立認可
昭和24年4月28日	設立登記
昭和24年5月1日	業務開始
昭和29年4月1日	信用保証協会法に基づき認可法人に組織変更

根拠法

信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)

関係法

中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)

基本財産

614億円(令和4年3月31日現在)

利用企業者数

59,838企業(令和4年3月31日現在)

保証債務残高

件数:123,481件
金額:1兆6,083億円(令和4年3月31日現在)

役職員数

198名

ホームページアドレス

<https://www.cgc-hokkaido.or.jp>

信用保証協会とは

事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

〈信用保証協会事業の基本理念〉



北海道信用保証協会PRキャラクター
オーエンくん シエンちゃん

令和3年度の 取り組み

1. 中小企業のセーフティネットとしての取り組み
2. コロナ克服への取り組み
3. 経営支援の取り組み
4. 創業支援の取り組み
5. 事業承継支援の取り組み
6. 持続可能な社会実現の取り組み
7. 多様化するニーズへの取り組み
8. 身近な存在へ

中小企業のセーフティネットとしての取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援について、中小企業のセーフティネットとしての態勢を整え、ニーズに合わせた支援策で迅速かつ弾力的に対応しています。

1 新型コロナウイルス感染症への取り組み

(1) 保証および経営支援の取り組み

- ① コロナ克服に向けて取り組む中小企業者を応援する「コロナ克服サポート保証」の利用を推進しました。
- ② 中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施する「伴走支援型特別保証制度」の取り扱いを開始しました。
- ③ 多くの中小企業者がコロナの影響により業況が悪化するなか、早期の事業再生に向けた取り組みを促すこととした「事業再生計画実施関連保証制度(経営改善サポート保証・感染症対応型)」の取り扱いを開始しました。
- ④ プッシュ型経営支援と多様な資金ニーズにマッチした保証メニューによる資金支援を一体とした「コロナ克服サポートプラン」の展開や、支援事例を広く周知することを目的として、ホームページ上に特設サイトを開設しました。
- ⑤ 非対面での経営支援の充実を図るため、Web会議システム「jinjer ミーティング」のほか、「Zoom」を利用したオンライン対応を開始しました。

新型コロナウイルス関連の保証承諾実績

名称	件数	金額
新型コロナウイルス関連	8,397	1,090億48百万円
うち経営安定関連保証および危機関連保証	4,302	609億86百万円
うち伴走支援型特別保証制度(令和3年4月開始)	1,270	166億74百万円
事業再生計画実施関連保証制度(令和3年4月開始) 《経営改善サポート保証・感染症対応型》	62	11億51百万円

(2) 業務継続のための感染予防の取り組み

- ① 本店保証部や業務統括部、総務部情報システム課の一部を臨時営業室に分離し、感染者発生時の業務全停止を回避する業務継続体制を整えました。
- ② 時差出勤・在宅勤務の実施、アクリル板・消毒液の設置、オンライン会議システムの活用、経営支援のオンライン対応、電子決裁による書類供覧の低減等、さまざまな対策を行いました。

2 赤潮等による太平洋海域での漁業被害に対する取り組み

赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けている事業者に対して、信用保証料の10%割引を実施しています。

《適用する保証制度》

- ・北海道中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】

コロナ克服への取り組み

中小企業・小規模事業者のコロナ克服を後押しするため、以下の取り組みを実施しています。

1 コロナ克服サポートプラン

金融支援と経営支援を一体化した「コロナ克服サポートプラン」を展開し、各地域の金融機関や支援機関と連携・協力・分担し、従前からの経営改善支援事業も活用しながら、プッシュ型の経営支援を実施しています。



当協会ホームページにコロナ克服サポートプラン特設サイトを設置しています



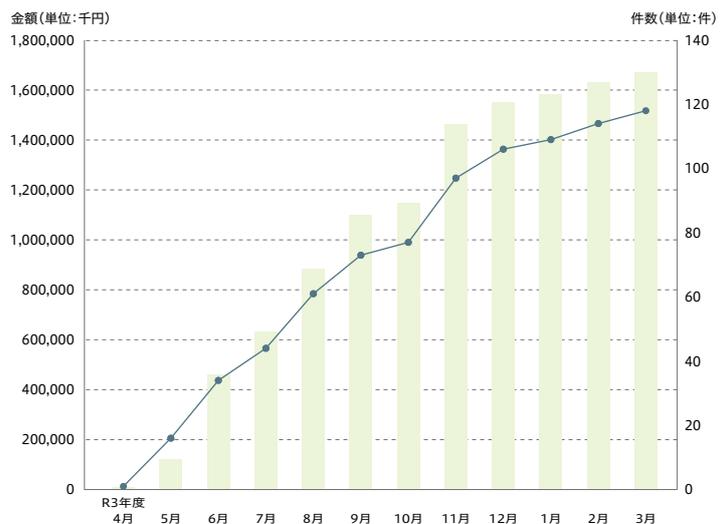
2 コロナ克服サポート保証

コロナ克服に向けて取り組む中小企業者を応援する(※)コロナ克服サポート保証の利用を推進しました。

(※)様々な資金使途に柔軟に対応でき、信用保証料が割引されます。



コロナ克服サポート保証承諾実績(累計)



コロナ克服サポート保証の実績

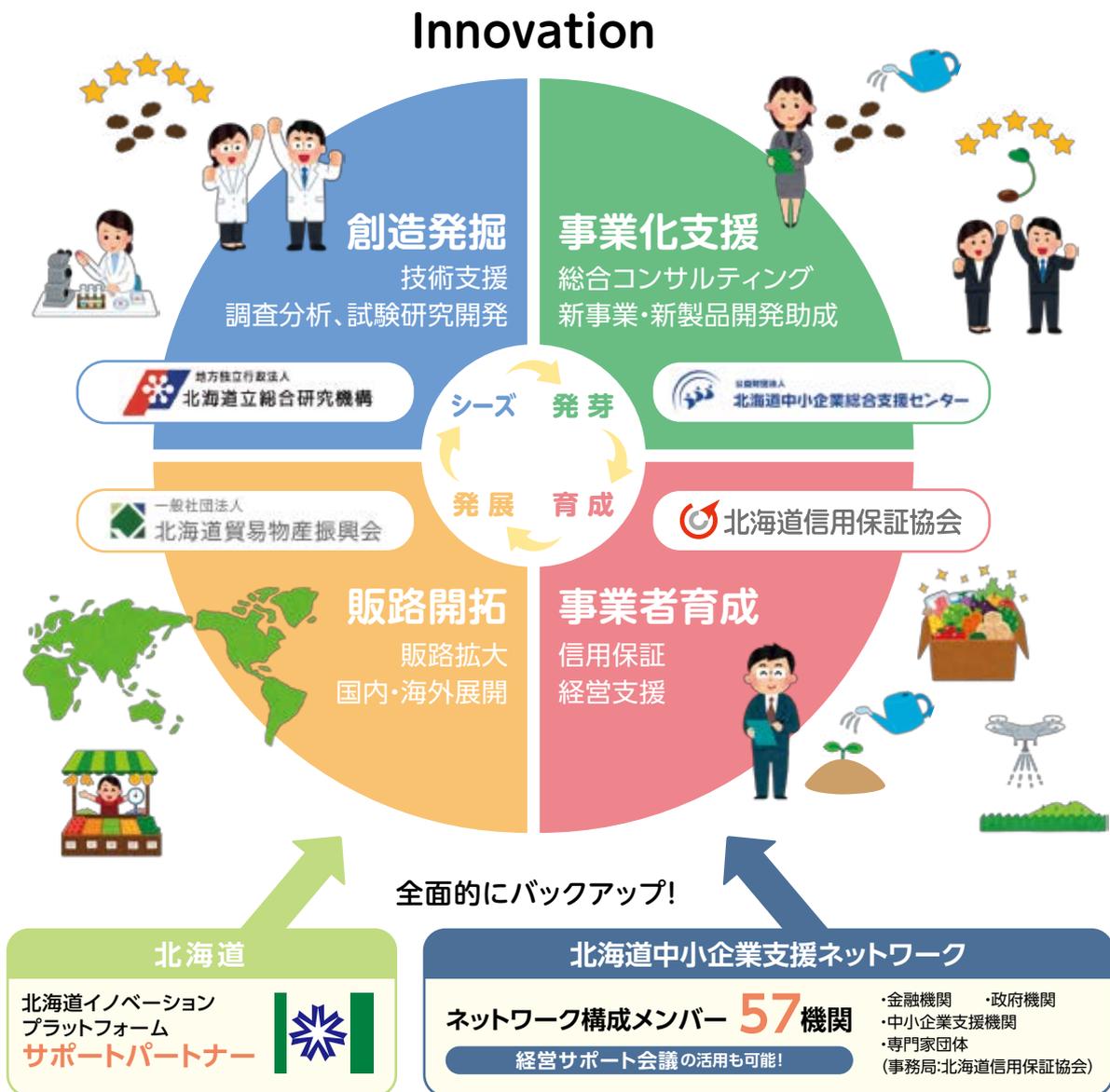
※令和3年2月取り扱い開始

	令和3年度	令和2年度
コロナ克服サポート保証	118件 16億71百万円	2件 46百万円

3 北海道イノベーションプラットフォーム

令和4年2月に北海道立総合研究機構、北海道中小企業総合支援センター、北海道貿易物産振興会、北海道信用保証協会の4機関は、北海道イノベーションプラットフォームに係る協定を締結しました。

本協定は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、道内中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題の解決に向けて、4機関が連携・協力して事業者の経営革新の支援を行う「北海道イノベーションプラットフォーム」を構築することによって、ポストコロナの持続可能な社会ならびに北海道の産業基盤の更なる発展に繋げることを目的としています。



経営支援の取り組み

中小企業・小規模事業者の経営改善の促進に取り組んでいます。

令和3年度の
取り組み

1 経営改善支援事業

保証先中小企業・小規模事業者の経営改善を促進するため、地域金融機関等と連携して外部専門家を活用した経営改善支援事業を実施しています。

経営改善支援事業の経営支援ツールとしては、「専門家派遣」、「経営診断」、「経営改善計画策定支援」の3種類となります。

令和3年度は、全道290の事業者に経営支援ツールをご利用いただきました。



	専門家派遣	経営診断	経営改善計画策定支援	合計
実施事業者数	254	19	17	290
フォローアップ数	66	4	67	137

2 保証後のフォローアップの実施

信用保証を通じた資金繰り支援はもちろんのこと、事業者の経営上の様々な課題に対して、保証後のフォローアップを実施しています。

令和3年度のフォローアップ活動は以下のとおり実施しました。

	経営改善支援先	事業再生支援先
事業者数	137	48

3 経営改善計画策定支援事業(計画策定費用補助)

事業者の経営改善計画策定の促進を通じた経営改善支援を目的として、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の支援を受けられた方に対して、経営改善計画策定費用の一部補助(上限10万円)を行っています。

令和3年度は、利用申請については4件、交付申請については4件の実績となっています。



4 経営サポート会議

個別中小企業・小規模事業者を支援する枠組みである経営サポート会議を設置しています。

令和3年度においては、オンライン形式も含め経営サポート会議を68回開催しました。



5 事業再生支援の取り組み

公的機関および金融機関の再生支援部署等と連携し、事業再生支援に取り組んでいます。

	令和3年度	令和2年度
第二会社方式による実質的債権放棄	2件 1億72百万円	3件 1億88百万円
DDS	1件 20百万円	1件 50百万円
求償権消滅保証	6件 1億83百万円	6件 1億59百万円

6 海外展開支援の取り組み

「海外展開サポートデスク」を設置し、中小企業・小規模事業者の海外展開に関する支援体制を構築しています。

海外投資関連保証の利用を促進し、これまで新輸出大国コンソーシアムへの加入や中小企業基盤整備機構北海道本部との覚書を締結するなど、関係機関との連携を深めています。



7 北海道中小企業支援ネットワーク

当協会が事務局となり、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の支援を通じて地域経済の活性化に貢献することを目的に、金融機関および中小企業・小規模事業者関係機関等からなる「北海道中小企業支援ネットワーク」を構築しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、上期第18回会議は書面にて、下期第19回会議はオンラインにて構成機関の経営支援・再生支援等の取り組みの情報共有を行いました。



創業支援の取り組み

創業を予定されているお客様や創業後間もないお客様を幅広くサポートしています。

令和3年度の
取り組み

1 創業保証の実績(保証承諾)

創業を予定されているお客様や創業後間もないお客様からのご相談について、創業支援機関としての機能強化に努めています。

	令和3年度	令和2年度
創業関連保証・創業等関連保証	1,106件 56億52百万円	765件 40億7百万円

2 創業に関する情報発信

創業に必要な知識について理解を広めるとともに、創業マインドの醸成を目的に、さまざまな取り組みを行っています。

①学生向け創業セミナー

学生に創業に対する興味・関心を持ってもらうことを目的に、平成26年度から高校・大学および専門学校で創業セミナーを開催しています。

令和3年度は、対面とオンラインにて計6回の創業セミナーを開催し、延べ152名の学生にご参加いただきました。



②創業者向けオンラインセレクトセミナー

創業を予定されている方や創業後間もない方の支援を目的として「創業者向けオンラインセレクトセミナー」を開催しました。

令和3年10月4日(月)を第1回目として、創業に必要な知識の習得だけでなく、コロナ禍における対策なども交えた内容で開催しました。

全4回延べ71名の方にご参加いただきました。



札幌市営地下鉄車両内に掲出した広告(令和3年9月1日から30日まで)



③創業情報誌BSTJ

地域への創業に関する幅広い情報発信と、掲載事業者様のPRを目的として創業情報誌「BUSINESS SUPPORT TEAM JOURNAL(BSTJ)」を発行しています。



④動画「オーエンチャンネル」

平成27年度から、北海道で活躍している創業者を紹介する動画や、北海道イノベーションプラットフォームの情報発信として各連携機関の紹介動画を、YouTube「オーエンチャンネル」で配信しています。



北海道イノベーションプラットフォーム報道発表の様子



⑤facebook「創業・経営支援チーム」

当協会では「創業・経営支援チーム」という愛称名でfacebookページを開設し、創業支援に関する情報に加え、経営支援に関する様々な情報を発信しています。



事業承継支援の取り組み

札幌本店の業務統括部経営支援室企業支援課に「事業承継サポートデスク」を設置し、関係機関との連携を強化しながら、中小企業・小規模事業者の事業承継に関する課題解決に向けて取り組んでいます。

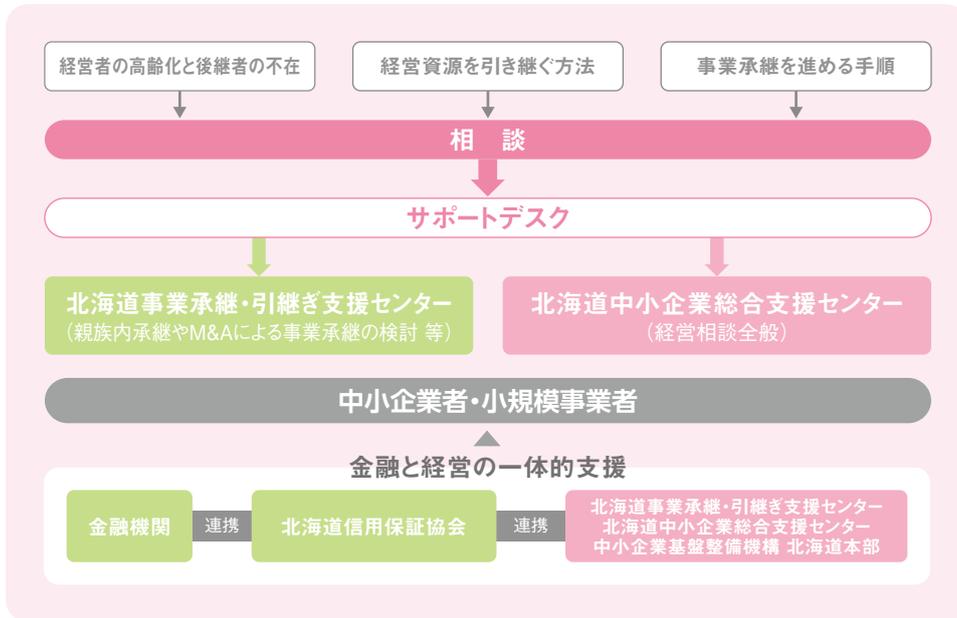
サポートデスクでは、全道の事業承継に関するご相談から保証審査までをワンストップで行うことができる体制を整えており、事業承継時の資金調達に利用できる制度を推進しています。

また、事業承継の段階における資金調達時に、経営者を含めて保証人を徴求しないことにより事業承継が円滑に行われることを目的とした事業承継特別保証・経営承継借換関連保証の利用促進にも努めています。

令和3年度の
取り組み



支援機関と連携した経営相談



	令和3年度	
特定経営承継関連保証	6件	68百万円
経営承継準備関連保証	6件	2億30百万円
特定経営承継準備関連保証	1件	3百万円
事業承継特別保証	17件	2億90百万円

持続可能な社会実現の取り組み

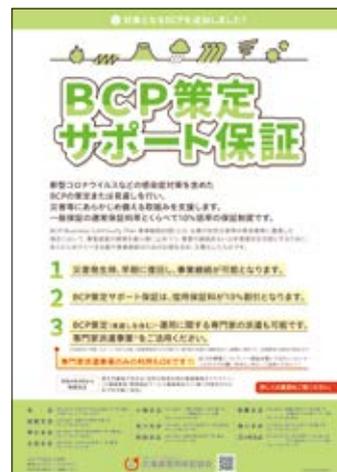
地域社会の維持・発展に寄与するべく、以下の取り組みを実施しています。

1 SDGsの取り組み

2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」を推進し、北海道の魅力をいっそう磨き上げ、将来にわたって安心して心豊かに暮らせる地域社会の形成を目指します。北海道が運営する「北海道SDGs推進ネットワーク」に加盟しています。

2 地域貢献の取り組み

SDGsへの取り組みを応援する「未来につなぐ地域社会応援保証制度(みらいにつなぐ)」、BCPへの取り組みを後押しする「BCP策定サポート保証」、従業員の健康増進に取り組む企業を応援する「健康宣言企業応援保証制度(すこやか北海道)」を推進し、持続可能な社会実現に向けた企業の取り組みを支援しています。



地域貢献3保証制度の保証承諾実績

	令和3年度		令和2年度	
みらいにつなぐ	656件	95億50百万円	189件	27億84百万円
BCP策定サポート保証	9件	1億44百万円	5件	63百万円
すこやか北海道	83件	13億3百万円	73件	10億35百万円

多様化するニーズへの取り組み

中小企業・小規模事業者の多様化するニーズに的確に応え、ライフステージに応じた適切な政策保証・制度の利用を推進しています。

1 経営者保証に関する対応

平成30年度から新たに金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供、事業承継時等の一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能となりました。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

※法人・個人を含む

令和3年度	令和3年4月～ 令和3年9月	令和3年10月～ 令和4年3月	年度計
A 信用保証を承諾した件数※	9,862	9,783	19,645
B 無保証人で信用保証を承諾した件数※	2,519	2,053	4,572
C 信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合【C=B/A】※	25.5%	21.0%	23.3%
既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	186	144	330
「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	25	25	50
① 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	89	44	133
② 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	635	578	1,213
③ 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	412	343	755
④ 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	0	0	0
①～④代表者の交代時における対応の合計	1,136	965	2,101

2 小規模事業者向けの取り組み

北海道中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」に係る信用保証料の割引を令和3年度も継続して実施しました。

	令和3年度		令和2年度	
小口零細企業保証	2,761件	115億44百万円	2,133件	96億12百万円
道小規模貸付	1,670件	120億31百万円	1,154件	90億90百万円
(小規模)	696件	79億3百万円	502件	60億2百万円
(小口)	974件	41億28百万円	652件	30億88百万円

3 金融機関との適切なリスク分担

信用保証を通じて事業継続のために迅速な資金調達を必要とする中小企業・小規模事業者の目線に立って対応することを第一とし、金融機関との連携を通じて、中小企業・小規模事業者の経営改善と生産性の向上に努めています。

そのうえで、経営の改善・発達を促進する観点からプロパー融資が必要と判断される場合には、個々の中小企業・小規模事業者の実態や事案に応じてリスク分担による支援を要請しています。

プロパー協調融資型保証制度「スクラム3000」
(平成28年10月創設)



身近な存在へ

お客様にとって身近な「顔の見える協会」となるよう取り組んでいます。

1 各種相談窓口

①経営金融相談窓口

中小企業診断士、全国信用保証協会連合会認定経営アドバイザーの有資格者を関係機関の経営金融相談室に派遣しています。(令和3年度 17回派遣)

②経営金融相談フリーダイヤル

道内の中小企業者の皆さまからの様々なご相談にお応えするためにフリーダイヤルを設置し、中小企業診断士、全国信用保証協会連合会認定経営アドバイザーの有資格者が対応しています。(令和3年4月～令和4年3月 275件)

③夜間経営相談窓口

主に夜間しか時間が取れない方のために、月2回、本店にて夜間相談窓口を開設しています。

経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業・小規模事業経営者の皆さまの経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

フリーダイヤル

ツ ナ グ ゴ シ エ ン
0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務統括部 企業支援課011-241-5605をご利用願います。



2 広報誌「保証のしるべ」

年間4回発行(発行部数1万部)し、金融機関や市町村、商工会議所等の関係機関、約1,500先に配布しています。



3 金融機関向け広報誌「保証NOW」

年間4回発行(発行部数6,000部)し、道内全域の金融機関本・支店約800先に配布しています。



4 ホームページ <https://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

より多くの皆さまに信用保証協会についてのご理解を深めていただくために、ホームページを開設しています。

信用保証制度の仕組みや制度融資の紹介、経営支援メニュー、IT導入に取り組む事業者にスポットをあてた経営支援事例集などを掲載しております。最新情報をわかりやすく提供するよう心掛けてまいります。



5 金融機関ご担当者様専用サイト「保証NOW」

保証付融資に関する様式のダウンロードや保証制度に係る資料の閲覧など、金融機関担当者の利便性向上を目的に、金融機関ご担当者専用サイトを開設しています。

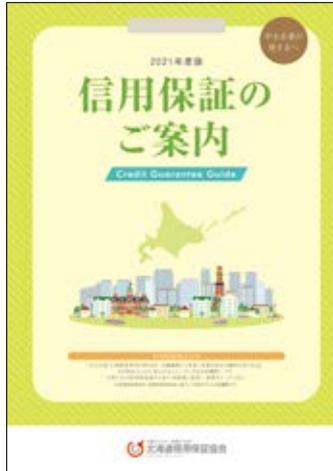
6 LINEによる情報発信

令和3年8月から、中小企業者、関係機関の皆さまを対象に、保証制度や創業・経営支援イベント、広報物発刊のお知らせなどの情報を随時配信しています。



7 「信用保証のご案内」の発行

信用保証の仕組みや経営支援メニュー、主な保証制度等の情報を「信用保証のご案内」として毎年発行しています。



8 ビジネスEXPOへの出展

令和3年11月11日(木)、12日(金)に開催された第35回ビジネスEXPOに出展し、各種の経営支援メニューやコロナ克服サポートプランについてPRしました。

開催案内



配布したリーフレット



当日の様子





03

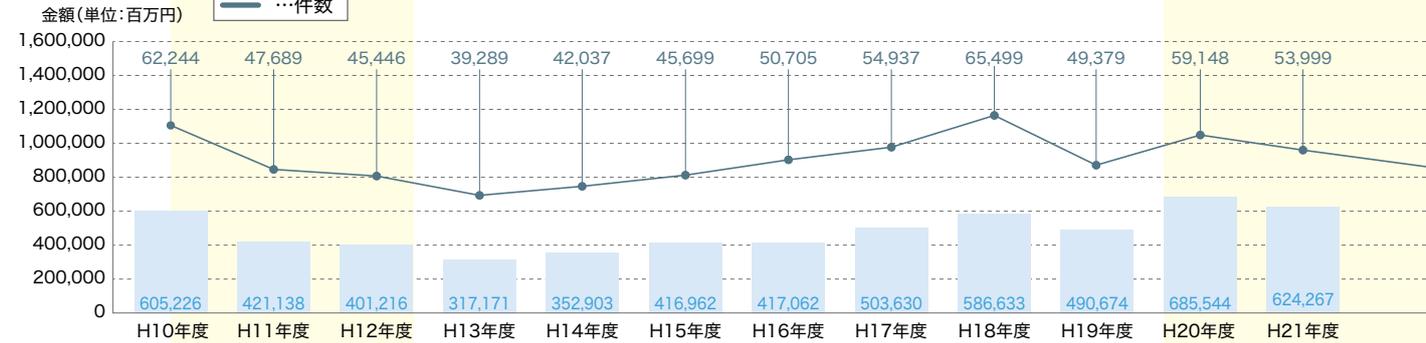
令和3年度 業務概況

1. 業務概況推移
(平成10年度～令和3年度)
2. 令和3年度 業務統計

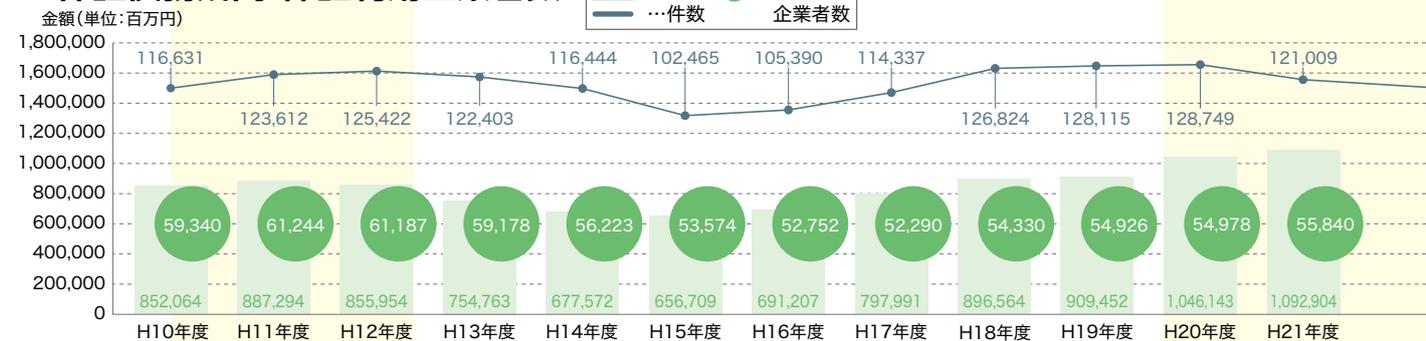
1

令和3年度 業務概況推移 (平成10年度～令和3年度)

保証承諾



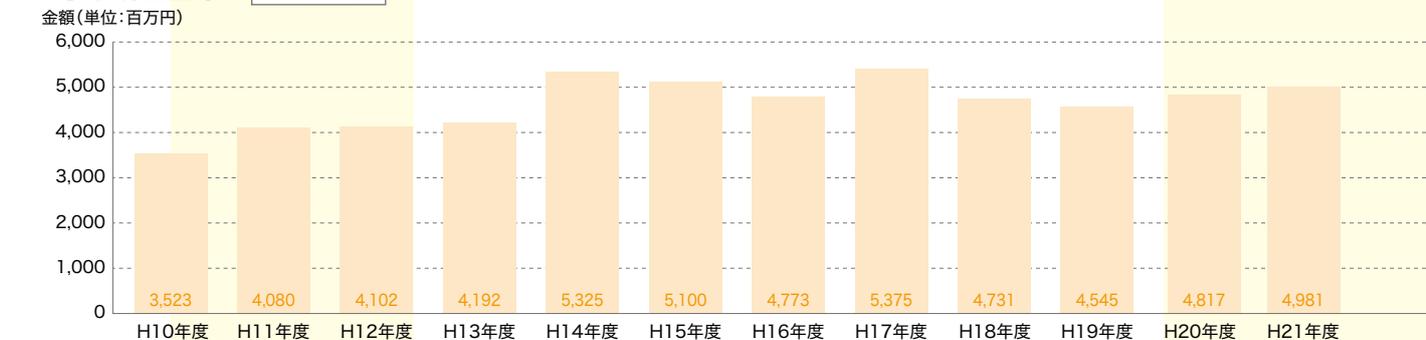
保証債務残高・保証利用企業者数



代位弁済



求償権回収



経済情勢

不良債権・貸し渋り問題 (H9～H10)

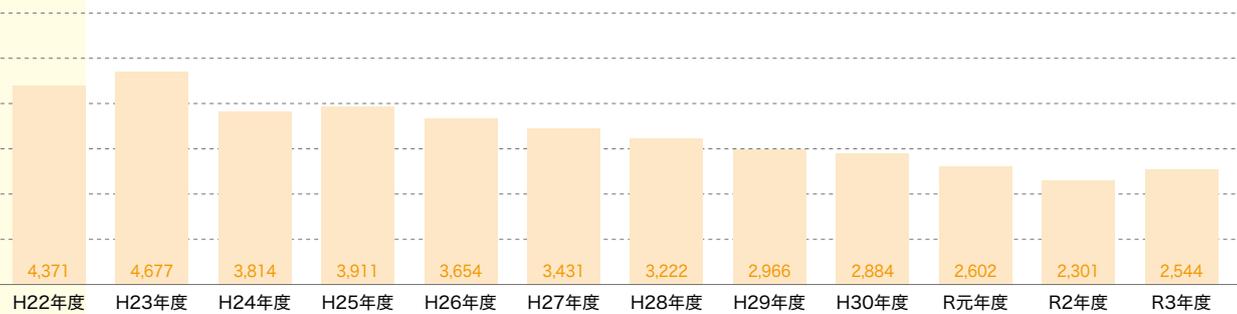
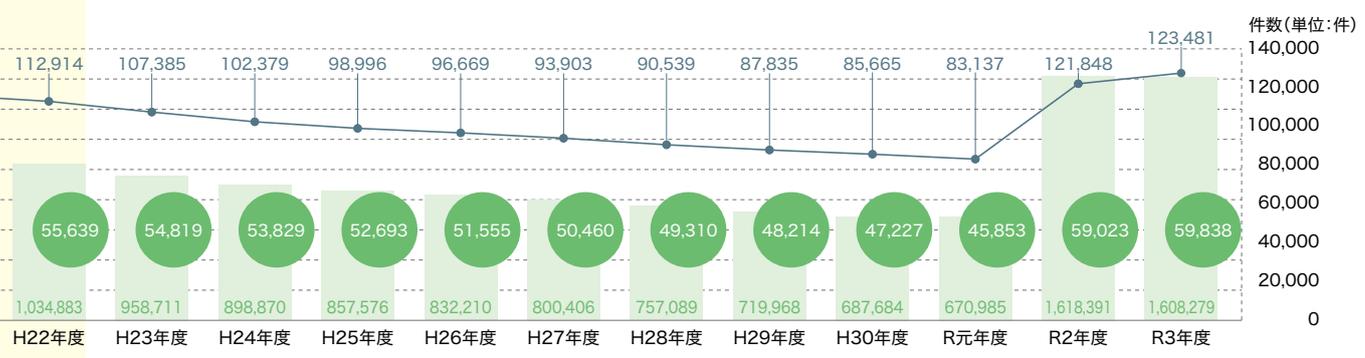
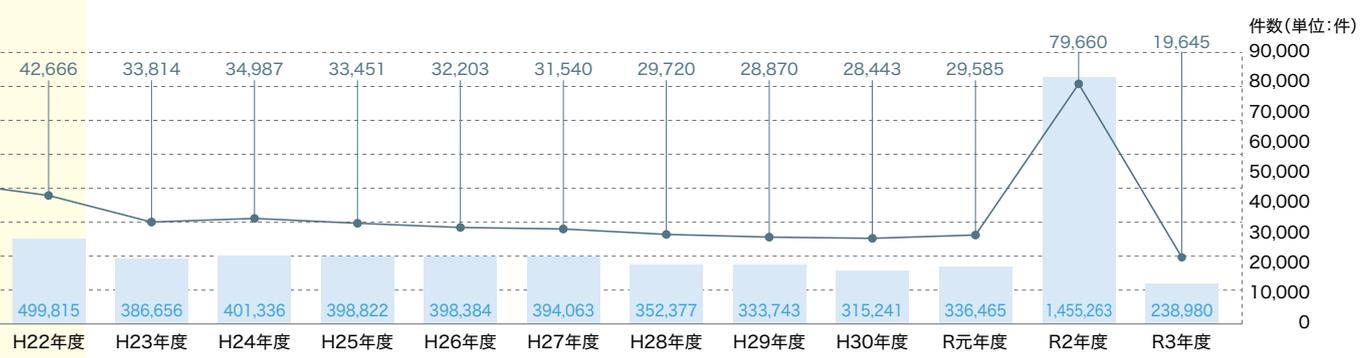
リーマンショック (H20.9)

当協会の動き

金融安定化特別保証 (H10.10.1～H13.3.31)

責任共有制度開始 (H19.10.1)

緊急保証



東日本大震災 (H23.3)
 金融円滑化法 (H21.12.1~H25.3.31)
 (H20.10.31~H23.3.31)

北海道胆振東部地震 (H30.9)
 新型コロナウイルス感染症 (R2.1~)

新たな信用保証制度の開始 (H30.4.1)

2 令和3年度 業務統計

1 金融機関群別

(単位:百万円)

金融機関群	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	金額前年比	件数	金額	金額前年比	件数	金額	金額前年比
都市銀行	71	2,043	18.7%	695	14,867	98.4%	2	27	34.0%
地方銀行	2,789	47,956	15.0%	20,268	355,102	100.3%	66	903	97.0%
第二地方銀行	4,917	72,711	14.7%	35,957	548,091	99.1%	124	1,214	98.5%
信用金庫	10,154	100,790	18.3%	56,974	598,059	99.2%	315	2,588	132.9%
信用組合	1,691	15,067	19.2%	9,334	89,641	99.6%	99	621	176.1%
その他	23	413	30.9%	253	2,519	83.2%	4	41	174.7%
合計	19,645	238,980	16.4%	123,481	1,608,279	99.4%	610	5,394	118.1%

2 業種別

(単位:百万円)

業種	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	金額前年比	件数	金額	金額前年比	件数	金額	金額前年比
製造業	1,715	24,682	17.0%	10,450	159,476	98.5%	72	930	219.0%
建設業	5,562	64,961	16.7%	31,729	405,431	97.5%	152	837	69.5%
卸売業	2,049	31,591	16.9%	12,167	195,525	99.0%	67	831	86.2%
小売業	2,791	29,016	17.4%	15,745	186,404	99.1%	81	661	102.2%
飲食業	1,126	9,369	10.4%	10,123	94,375	103.9%	75	492	104.6%
運輸倉庫業	964	15,001	17.3%	6,085	97,084	101.7%	28	257	89.4%
サービス業	3,913	42,464	15.3%	26,866	320,997	100.1%	121	1,326	281.3%
不動産業	1,020	15,758	21.5%	7,004	106,760	101.2%	1	10	15.5%
その他	505	6,138	16.2%	3,312	42,226	99.2%	13	51	152.7%
合計	19,645	238,980	16.4%	123,481	1,608,279	99.4%	610	5,394	118.1%

3 資金使途別保証承諾

(単位:百万円)

資金使途	件数	金額	金額前年比
運転資金	16,478	211,869	14.8%
設備資金	2,389	19,683	120.1%
運転設備併用	778	7,428	94.1%
合計	19,645	238,980	16.4%

4 地区別

(単位:百万円)

地区	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	金額前年比	件数	金額	金額前年比	件数	金額	金額前年比
石狩振興局	7,770	106,495	14.8%	54,646	790,013	99.7%	231	1,947	96.5%
渡島総合振興局	1,774	22,073	23.7%	9,006	110,834	100.9%	74	602	120.7%
桧山振興局	103	1,125	26.9%	497	5,085	101.4%	0	0	—
後志総合振興局	943	11,636	19.2%	5,154	66,098	101.6%	26	290	130.9%
空知総合振興局	1,025	10,639	19.5%	5,565	62,846	98.2%	31	248	90.9%
上川総合振興局	1,884	19,449	16.4%	11,937	135,210	99.6%	62	674	140.2%
留萌振興局	141	1,570	15.4%	995	11,343	92.4%	1	3	—
宗谷総合振興局	365	3,823	24.1%	1,476	18,432	98.9%	10	115	130.6%
オホーツク総合振興局	1,181	13,762	21.2%	6,314	74,139	98.6%	40	294	144.7%
胆振総合振興局	1,080	13,852	14.2%	7,721	101,263	99.8%	15	107	149.2%
日高振興局	203	2,317	15.6%	1,200	14,851	98.4%	10	78	77.5%
十勝総合振興局	1,422	13,856	14.2%	10,559	111,196	97.4%	34	257	98.2%
釧路総合振興局	1,378	13,033	18.3%	6,246	74,213	98.0%	53	365	222.0%
根室振興局	335	4,047	15.3%	1,913	26,139	94.0%	21	373	399.4%
道外	41	1,303	24.3%	252	6,616	114.2%	2	39	—
合計	19,645	238,980	16.4%	123,481	1,608,279	99.4%	610	5,394	118.1%

5 期間別保証承諾

(単位:百万円)

保証期間	件数	金額	金額前年比
6ヵ月以内	2,388	27,421	106.1%
6ヵ月超1年以内	5,025	69,539	87.9%
1年超3年以内	955	5,627	7.0%
3年超5年以内	4,210	38,252	20.8%
5年超7年以内	3,179	32,090	31.8%
7年超	3,888	66,050	6.7%
合計	19,645	238,980	16.4%

6 金額帯別保証承諾

(単位:百万円)

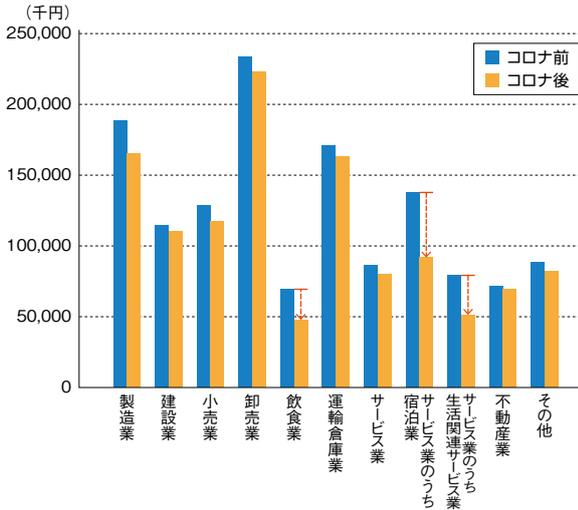
保証金額帯	件数	金額	金額前年比
5百万以下	8,293	27,527	41.9%
5百万超10百万以下	4,876	43,429	30.2%
10百万超30百万以下	5,267	107,508	11.9%
30百万超50百万以下	919	39,443	16.9%
50百万超80百万以下	262	17,723	17.0%
80百万円超	28	3,349	87.0%
合計	19,645	238,980	16.4%

7 保証利用企業におけるコロナ前後の決算推移(サンプル調査)

- 保証利用企業5,072社を抽出し、コロナ前後の決算における売上・営業利益・長期借入金の変化を当協会独自で調査しました。
- 業種別の決算科目の中央値を調査したところ、飲食・宿泊・生活関連サービス業において、売上・利益の減少幅が大きく、飲食業では長期借入金の増加幅が大きくなっています。

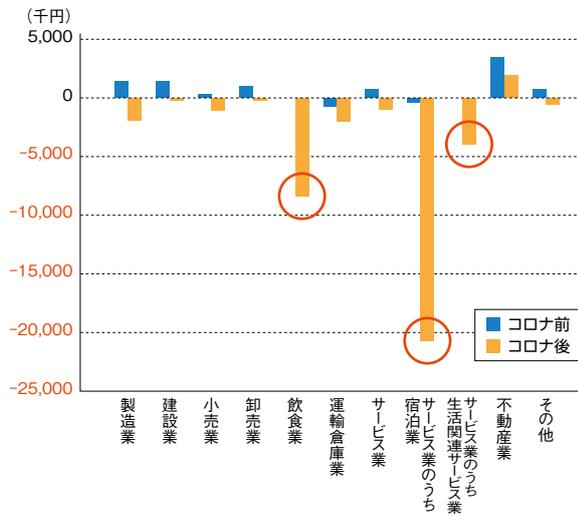
売上高

対前年比率の中央値



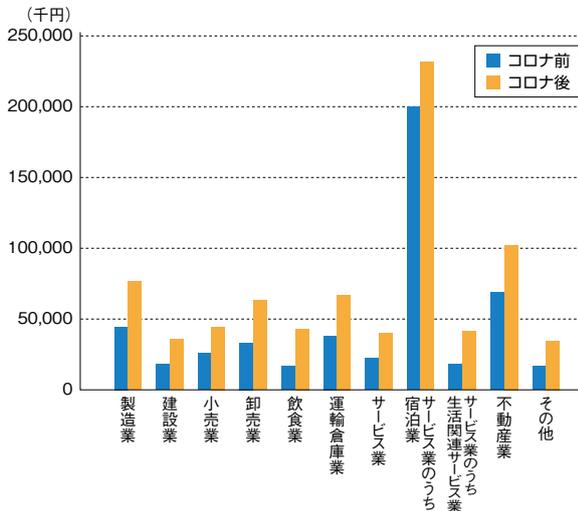
営業利益

対前年比率の中央値



長期借入金(社債含む)

対前年比率の中央値



※令和3年9月調査実施。
 コロナ前とコロナ後の決算から調査対象企業の決算科目の中央値を算出のうえモデル決算を作成し、比較。

令和3年度 決算報告

1. 貸借対照表
2. 収支計算書
3. 財産目録

令和3年度 貸借対照表

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)
(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	1,006	基 本 財 産	61,400,000
現 金	1,003	基 金	13,793,799
小 切 手	3	基 金 準 備 金	47,606,201
預 け 金	54,033,383	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	21,992,748
普 通 預 金	51,023,067	責 任 準 備 金	9,677,221
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	766,896
定 期 預 金	3,000,000	退 職 給 与 引 当 金	2,304,375
郵 便 貯 金	10,316	損 失 補 償 金	29,793,462
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	1,608,279,221
有 価 証 券	84,906,603	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	27,479,951	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	57,420,652	借 入 金	0
株 式	6,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	22,279	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	22,279	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	3,290,704	雑 勘 定	51,481,435
事 業 用 不 動 産	3,204,159	仮 受 金	13,438
事 業 用 動 産	86,545	保 険 納 付 金	131,532
所有動産・不動産	0	損 失 補 償 納 付 金	52,467
損 失 補 償 金 見 返	29,793,462	未 経 過 保 証 料	51,280,443
保 証 債 務 見 返	1,608,279,221	未 払 保 険 料	3,555
求 償 権	2,216,976	未 払 費 用	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	3,151,722		
仮 払 金	7,480		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	433,728		
連 合 会 勘 定	26		
未 収 利 息	155,608		
未 経 過 保 険 料	2,554,879		
合 計	1,785,695,357	合 計	1,785,695,357

貸借対照表の用語解説

借 方

●有価証券

代位弁済の支払準備資産として安全有利な資金運用を行うため、地方債・社債などを保有しています。

●求償権

金融機関に代位弁済した債権が求償権ですが、経理上の求償権は代位弁済した金額から回収金ならびに償却分(保険金償却・損失補償金償却・自己償却)を控除した金額です。

●未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫へ支払った保険料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

貸 方

●基本財産

一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。令和3年度は当期収支差額のうち36億円を基金準備金に繰り入れし、基本財産は614億円となりました。

●収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合などに備え協会経営の安定のために積み立てています。

●損失補償金

地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。

●未経過保証料

受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

令和3年度 収支計算書

収支計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
経 常 収 入	16,971,720
保 証 料	14,878,916
預 け 金 利 息	80
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	973,762
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	0
損 害 金	60,961
事 務 補 助 金	14,894
責 任 共 有 負 担 金	982,638
雑 収 入	60,469
経 常 支 出	9,695,378
業 務 費	2,827,295
役 職 員 給 与	1,488,607
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	157,202
そ の 他 人 件 費	312,726
旅 費	10,844
事 務 費	483,715
賃 借 料	157,222
動 産 ・ 不 動 産 償 却	74,004
信 用 調 査 費	6,855
債 権 管 理 費	48,860
指 導 普 及 費	54,411
負 担 金	32,849
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	6,541,367
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	256,652
雑 支 出	70,064
経 常 収 支 差 額	7,276,342
経 常 外 収 入	14,691,275
償 却 求 償 権 回 収 金	215,600
責 任 準 備 金 戻 入	9,751,228
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	688,760
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	4,017,791
保 険 金	3,694,202
損 失 補 償 補 て ん 金	323,589
補 助 金	0
そ の 他 収 入	17,896
経 常 外 支 出	14,858,811
求 償 権 償 却	4,398,391
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	8,072
退 職 金	6,771
責 任 準 備 金 繰 入	9,677,221
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	766,896
そ の 他 支 出	1,460
経 常 外 収 支 差 額	-167,536
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	7,108,806
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	3,508,806
基 本 財 産 繰 入 額	3,600,000

収支計算書の用語解説

収入の部

●保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料で当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

●求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体・全国信用保証協会連合会から受領した損失補償金からなっています。

支出の部

●信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。
(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料)を計上しています。

●求償権償却

当年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

●責任準備金繰入

不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸倒引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対し、一定の割合で積み立てています。
(洗替方式)

●求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積もって一定の割合を積み立てています。
(洗替方式)

●当期収支差額

基本財産・収支差額変動準備金に全額を組み入れし、当協会が健全な運営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要な基本財産等の充実に充てています。

令和3年度 財産目録

財産目録

(令和4年3月31日現在)
(単位:千円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	1,006	責 任 準 備 金	9,677,221
預 け 金	54,033,383	求 償 権 償 却 準 備 金	766,896
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	2,304,375
有 価 証 券	84,906,603	損 失 補 償 金	29,793,462
そ の 他 有 価 証 券	22,279	保 証 債 務	1,608,279,221
動 産 ・ 不 動 産	3,290,704	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	29,793,462	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	1,608,279,221	雑 勘 定	51,481,435
求 償 権	2,216,976		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	3,151,722		
合 計	1,785,695,357	合 計	1,702,302,609
		正 味 財 産	83,392,748

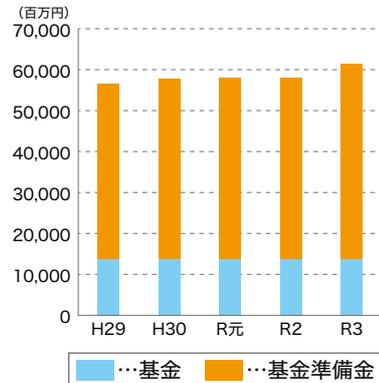
基本財産の推移

(単位:千円)

年度	基 金	基金準備金	合 計
H29	13,793,799	42,406,201	56,200,000
H30	13,793,799	43,406,201	57,200,000
R元	13,793,799	44,006,201	57,800,000
R2	13,793,799	44,006,201	57,800,000
R3	13,793,799	47,606,201	61,400,000

基金の構成

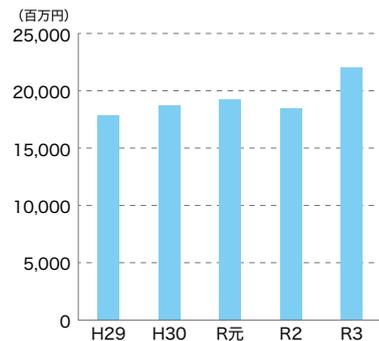
北海道	市町村	金融機関等
12,345,046	411,680	1,037,073



収支差額変動準備金の推移

(単位:千円)

年度	繰 入	取 崩	残 高
H29	961,206	0	17,898,042
H30	857,807	0	18,755,849
R元	476,876	0	19,232,725
R2	0	748,784	18,483,941
R3	3,508,806	0	21,992,748

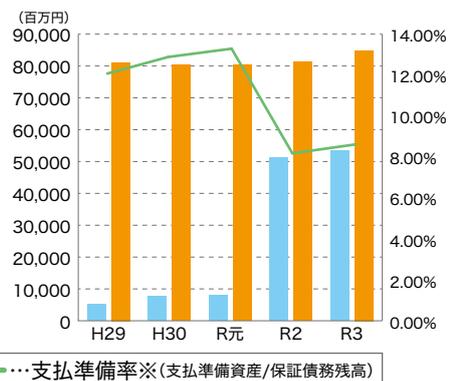


支払準備資産の推移 (借入金および関連会社株式を除く)

(単位:千円)

年度	現金・預け金	有価証券	合 計	支払準備率※ (支払準備資産/保証債務残高)
H29	5,113,934	81,907,905	87,021,839	12.09%
H30	7,816,886	80,930,350	88,747,236	12.91%
R元	8,402,180	80,914,594	89,316,774	13.31%
R2	51,291,806	81,418,424	132,710,230	8.20%
R3	54,034,389	84,906,603	138,940,992	8.64%

※支払準備率については業務方法書において2%以上を保有することになっております。



05

事業実績 および評価

令和3年度
年度経営計画の自己評価



北海道信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業の資金調達の円滑化を図り、中小企業の健全な育成と地域経済の発展に貢献して参りました。

令和3年度の年度経営計画に対する実施評価は以下のとおりです。

なお、実施評価にあたりまして、中小企業診断士 森永文彦様、公認会計士 富樫正浩様、弁護士 伊藤隆道様により構成される「外部評価委員会」の意見を踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表します。

令和3年度経営計画の自己評価

1 業務環境

(1) 地域経済および中小企業動向

① 北海道の景気動向

新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の蔓延から2年以上経過し、依然として、変異株の発生等により感染の拡大と縮小が繰り返され、経済・社会は甚大な影響を受けています。これまで国の緊急経済対策により、企業倒産の急増は免れていますが、断続的に繰り返される緊急事態宣言の発出や、まん延防止等重点措置の適用により、令和3年度の道内の景気動向は、持ち直しの動きは弱いものでした。

② 中小企業を取り巻く環境

コロナは、中小企業・小規模事業者(以下、事業者)に対しても幅広い業種に深刻な影響を及ぼし、飲食業や観光産業、旅客運輸業等の対面業種を中心に業績回復には至っていません。事業者の過剰債務の問題も懸念され、今後は収益性の改善が大きな課題となっています。

長期化するコロナによる事業活動の制限や、近年の人口減少・少子高齢化に起因する地域経済の縮小、人手・人材不足、事業承継問題の顕在化などとも相まって、事業者は引き続き厳しい経営環境に置かれています。

(2) 道内企業の資金繰り状況

日銀短観による資金繰り判断では、令和3年度は政府による緊急経済対策の効果によって、持ち直しの動きが続いていましたが、原材料や燃料価格の高騰、ウクライナ問題を発端にした世界情勢の緊迫化によって、先行きは不透明性を孕んでいます。

(3) 道内企業の設備投資動向

道内企業における令和3年度の設備投資計画は、2年ぶりに前年度を上回るなど、緩やかな持ち直しの動きが見られました。

(4) 道内の雇用情勢

道内の有効求人倍率は、令和3年度はコロナの影響を受けたことから、1.00倍前後の弱い動きが続いていました。

2 事業概況

令和3年度は、コロナ資金の取り扱いが急増した前年度に多くの事業者が当面の資金を既に確保していたこともあり、前年度の保証承諾実績を大幅に下回りました。

保証債務残高は、コロナ資金や、令和3年4月から取り扱いを開始した「伴走支援型特別保証制度」の利用によって、元金据置期間のある保証が多かったことなどから、計画比を上回り、前年度に引き続き高い水準となりました。

代位弁済は、コロナの影響を受けた事業者に対して金融支援と経営支援の両面からアプローチし、事業者の実情に即した支援を実施したことや、元金据置期間の延長など、返済条件の緩和にも柔軟に応じたことなどから、当初計画を大きく下回り低い水準となりました。

求償権回収は、回収見通しを早期に見極め、実態に見合った回収方針や行動計画を策定し回収に努めたことや、求償権消滅保証など事業再生支援にも注力した結果、計画を上回りました。

(単位:件、百万円) ※()内の数値は対前年度比を示す。

項目	件数		金額		計画額	計画達成率
保証承諾	19,645	(24.7%)	238,980	(16.4%)	420,000	56.9%
保証債務残高	123,481	(101.3%)	1,608,279	(99.4%)	1,495,000	107.6%
代位弁済	610	(111.9%)	5,394	(118.1%)	15,000	36.0%
回収	—	—	2,544	(110.5%)	2,200	115.6%

3 決算概要

令和3年度の決算概要(収支計算書)は、以下のとおりです。

- ・経常収入は、保証料収入の増加を主要因として前年比31億8百万円増加しました。
- ・経常支出は、信用保険料の増加を主要因として前年比10億49百万円増加しました。
- ・経常外収支差額は、保証債務残高に応じて計上する責任準備金の洗替を主要因として、前年比57億99百万円増加しマイナス幅が減少しました。
- ・当期収支差額は71億9百万円となりました。この収支差額の剰余金処理については、基金準備金に36億円、収支差額変動準備金に35億9百万円をそれぞれ繰入しました。

(単位:百万円)

科目	金額
経常収入	16,972
経常支出	9,695
経常収支差額	7,276
経常外収入	14,691
経常外支出	14,859
経常外収支差額	△168
収支差額変動準備金取崩	0
当期収支差額	7,109

4 重点課題への取り組み状況

昨年度の重点課題として掲げた主な項目への取り組み状況は、以下のとおりです。

(1) 政策保証の推進

コロナの影響を受けた事業者からの相談に親身に応え、国等の制度を活用し弾力的な保証支援に取り組み、また、事業者のライフステージに応じて、国の各種政策保証ならびに地方公共団体の融資制度を適切に推進しました。

引き続きコロナ等による経済変動の影響を受けた事業者への支援は最優先すべきものと認識しています。

新型コロナウイルス関連の保証承諾実績(令和2年1月からの累計) (件、百万円)

名称	件数	金額
新型コロナウイルス関連	8,397	109,048
うち経営安定関連保証および危機関連保証	4,302	60,986
うち伴走支援型特別保証(令和3年4月開始)	1,270	16,674

(2) 保証業務の充実

令和3年1月に事業者のコロナ克服の取り組みを応援するため「コロナ克服サポート保証」を創設し、金融支援と経営支援を一体化し事業者の課題解決に向けた取り組みを支援する「コロナ克服サポートプラン」を展開しました。

道の「小規模企業振興条例」に呼応し、道「中小企業総合振興資金・小規模企業貸付」に対する信用保証料の引下げを実施しました。引き続き、道「小規模企業貸付」に対する信用保証料率の引下げを継続し、事業者の負担軽減を図ってまいります。

コロナ禍における事業者の資金繰りの安定および改善を図るため、経常運転資金を短期資金で継続的に支援する「短期継続保証」の活用を努めました。

事業承継や再チャレンジの促進を見据えた経営者保証に抛らない保証の取り扱いについては、金融機関と連携しながら、各保証制度の推進に積極的に取り組みました。引き続き、事業承継や再チャレンジを後押しするため、経営者保証に抛らない保証を積極的に推進していく必要があると考えています。

資金調達等に不安を抱える事業者からの相談にはフリーダイヤルが機能し、親切、丁寧な対応により公的機関の役割を果たしました。

各種相談窓口の実績 (件)

実施内容	受付数	(前年比)
専用ダイヤル・夜間経営相談	279	(△756)
金融機関紹介窓口	12	(△2)

各種保証制度の承諾実績 (件、百万円)

制度名	件数	金額
コロナ克服サポート保証	118	1,671
短期継続保証	497	8,864

(3) 金融機関との連携強化

金融機関と連携し、国や自治体のコロナ関連の施策を事業者へ丁寧に説明のうえ周知に努め、さらには、オンライン形式も含めた金融機関との対話の推進に取り組みました。

(4) 創業支援の充実

創業者や学生向けセミナーを、オンライン形式を活用しながら、開催したほか、創業情報誌やSNSでの情報発信により、コロナ禍における創業を促進する環境整備に努めました。また、創業者や創業間もない事業者に対し、創業関連保証、創業等関連保証による積極的な支援を展開しました。

さらには、創業間もない企業へのフォローアップ支援のため、非対面方式を交えながら創業後の状況のヒアリング等を実施しました。

創業支援は、コロナを克服するための取り組みや新たな生活様式への対応などのアイデアの事業化を含めて、地域経済の活性化や雇用の創出など地方創生に繋がる重要な施策と認識しており、地域の活力を維持するためにも引き続き積極的に取り組んで参ります。

創業支援の取り組み実績 (件、百万円、先)

制度名	件数	金額
創業関連保証、創業等関連保証(保証承諾)	1,106	5,652
実施内容	先数	
創業者へのモニタリング	65	

(5) 持続可能な社会へ向けた取り組みの支援

従業員の健康増進に取り組む企業を応援する「健康宣言企業応援保証(すこやか北海道)」、BCPへの取り組みを後押しする「BCP策定サポート保証」、SDGsへの取り組みを後押しする「未来につなぐ地域社会応援保証(みらいにつなぐ)」など、持続可能な社会実現に向けた取り組みを支援するため、多様な顧客ニーズに応じた独自保証制度を推進しました。

また、各地域の状況に応じて、保証制度紹介リーフレットを作成し金融機関に配布するなどの周知活動を行い、各種制度利用を推進しました。引き続き、地域貢献を目的とした保証制度の推進を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを実施してまいります。

各種保証制度の承諾実績 (件、百万円)

制度名	件数	金額
すこやか北海道	83	1,303
BCP策定サポート保証	9	144
みらいにつなぐ	656	9,550

(6) 関係機関との連携強化

コロナ克服に向けた多種多様な課題の解決のため、高度な専門知識や優れた研究技術を有する専門機関との連携体制が必要となっていることをふまえ、当協会を含む道内の中小企業支援機関4者(北海道立総合研究機構、北海道中小企業総合支援センター、北海道貿易物産振興会)による連携協定に基づく「北海道イノベーションプラットフォーム」を立ち上げ、これまで以上に事業者のコロナ克服に向けた支援を推し進める態勢を整えました。

(7) 経営支援体制の強化と推進

金融支援と経営支援を一体化した「コロナ克服サポートプラン」を展開し、各地域の金融機関や支援機関と連携・協力・分担し、従前からの経営改善支援事業も活用しながら、プッシュ型の経営支援を実施しました。また、返済緩和を繰り返す事業者に対しては、金融機関と連携しながら、正常化に向けた経営支援を推進しました。

職員を関係機関の経営金融相談室に派遣し、感染症対策を講じながら経営支援等の相談に適切に対応し、さらには、オンライン形式による対応も含め「経営サポート会議」を開催し、事業者の調整負担の軽減に努めました。

実施内容		件数・回数	
経営金融相談室での相談		10件	
経営サポート会議の開催		68回	
経営改善支援事業		先数	
新規分	① 事業者訪問	433	
	② 専門家派遣・経営診断	273	
	③ 経営改善計画策定支援	17	
フォローアップ	① 専門家派遣・経営診断	70	
	② 経営改善計画策定支援	67	
実施内容		先数	金額
正常化支援した実績		69	1,725

(8) 事業再生支援の推進

事業再生局面にある事業者については、北海道中小企業活性化協議会等と連携し、第二会社方式による実質的求償権放棄や、「経営サポート会議」による求償権消滅保証等の各種事業再生支援に取り組んだほか、金融機関と連携したモニタリングによるフォローアップに取り組みました。

(9) 事業承継円滑化の取り組み

「事業承継サポートデスク」の機能を強化し、経営者の高齢化のみならず、コロナの影響による経営基盤の継承も含めた事業承継を推進するため、各支援機関と連携して各種事業承継関連保証制度の利用促進に努めました。

事業承継は、ポストコロナの需要に対応する新たな事業の拡大や、業態転換・M&A等による地域産業の承継等、コロナによって打撃を受けた地域の雇用や活力をどのように守り次世代に繋げていくのかという、地域経済全体の課題になっています。

今後も地域の基盤を守るために、事業承継支援に積極的に取り組んで参ります。

事業承継支援の取り組み実績 (件)

実施内容	件数
サポートデスクでの相談対応	62

事業承継関連の保証制度の承諾実績 (件、百万円)

制度名	件数	金額
事業承継関連の保証制度	30	591
経営承継関連保証	0	0
特定経営承継関連保証	6	68
経営承継準備関連保証	6	230
特定経営承継準備関連保証	1	3
事業承継特別保証	17	290
事業承継借換関連保証	0	0
事業承継サポート保証	0	0

(10) 求償権回収の効率化・最大化

新規求償権については、金融機関と連携し、コロナの影響を受けた事業者に配慮しながら、早期の実態把握に努め回収着手の迅速化を図りました。また、個々の求償権の実情を把握し、損害金の減免や一部弁済による保証債務免除等を活用して、効率的な回収に努めました。

任意回収が困難な先については、必要に応じて迅速かつ効果的な法的措置を講じ回収の促進を図り、回収困難と判断した求償権については、管理事務停止および求償権整理を進めました。

今後、経済環境の悪化等により代位弁済が増加する懸念もありますが、債務者の実態に合わせ、一部弁済による保証債務免除等を活用しながら、効率性を重視した管理・回収を行っていくとともに、より一層の管理事務停止および求償権整理の推進を図っていく必要があると認識しています。

(11) IT化推進の体制構築

内部会議や各種研修等、テレビ会議やオンライン形式によるリモート開催を実践し、非対面非接触に対応した取り組みを実施しました。

また、一部の業務においてワークフロー決裁を導入し、ペーパーレス化の取り組みを進めました。さらに、保証関係書類の電子化とそれに伴う書類の外部寄託に向けた取り組みを進めました。

(12) 情報システムの安定運用

関係機関とのスムーズな連携や将来的な電子化に向け、ネットワークシステムのセキュリティ強化に努めました。

(13) 広報活動の充実

広報誌、ホームページ、SNSを通じて、コロナ関連の各種施策やコロナ克服に向けた取り組みの迅速な発信に努めました。

また、情報発信ツールとしてLINEの活用を開始し、さらには、創業者の紹介を主としていたYouTube「オーエンチャンネル」で、連携する他の支援機関を動画で紹介するなど、発信情報の多様化に努めました。

(14) 運営規律の強化

各部署のコンプライアンス態勢・法令等遵守状況の確認やマニュアルの見直し等を通じて、コンプライアンス態勢の整備充実を図り、ガバナンス強化に努めました。

(15) リスク管理態勢の充実・強化

事業継続計画(BCP)の実効性を高めるため、事業継続計画(BCP)教育・訓練を継続的に実施し、また、「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産に対するセキュリティ対策の強化に取り組みました。

(1) 重点課題への取り組みに関する評価

- ① 新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の影響が長期化しており、多くの中小企業・小規模事業者(以下、事業者)の業況が回復に至っていない中、国の各種政策保証ならびに地方公共団体の融資制度を適切に推進し、事業者に対して積極的かつ迅速な資金繰り支援が実施されており、地域金融におけるセーフティネット機能を十分に発揮したものと高く評価できる。

引き続き、国や道の施策と呼応しながら、コロナ等の社会変動によって事業活動に影響を受けている事業者への積極的な支援継続を期待する。

- ② コロナの影響によって事業者に対する経営支援の必要性が高まる中、プッシュ型の経営支援を始めとした「コロナ克服サポートプラン」の展開により積極的に経営支援業務に取り組む姿勢を評価する。事業者の課題解決に向け、一層の推進を期待する。

コロナ克服の事業者支援促進のため、北海道立総合研究機構、北海道中小企業総合支援センター、北海道貿易物産振興会との4者で、業務連携・協力に関する協定を締結のうえ「北海道イノベーションプラットフォーム」を立ち上げ、各支援機関のさらなる連携強化を図ったことを高く評価する。今後は構成機関が有機的に連携し、個社企業の経営改善に関する成功事例の積み上げがなされることを期待したい。

事業再生局面においては、コロナの影響により再生支援や事業承継支援の重要性も高まっていることから、引き続き北海道中小企業活性化協議会や北海道事業承継・引継ぎ支援センター等の関係機関と連携した積極的な支援を期待する。

なお、経営支援・事業再生支援にあたっては、信用保証協会が事務局である北海道中小企業支援ネットワークを活用のうえ、より一層事業者支援のノウハウを蓄積・共有してもらいたい。

- ③ 有事においては、国の政策実施機関として迅速な支援が期待される中、金融機関と連携し適切な資金繰り支援が展開されたことは、これまで各地域の金融機関との関係構築に努めてきた成果であると考えられる。

コロナの影響を受けている事業者の経営支援には、地域や個社企業の実情を踏まえたきめ細やかな対応が必要であり、これまで培った地域金融機関との連携を活かしてもらいたい。

- ④ 事業者のコロナ克服の取り組みを応援する「コロナ克服サポート保証」や、事業継続計画(以下、BCP)への取り組みを後押しする「BCP策定サポート保証」、SDGs等への取り組みを後押しする「未来につなぐ地域社会応援保証(みらいにつなぐ)」など、事業者が個々に抱える多様な課題に対して、それぞれのニーズに対応した保証制度を推進することは、ポストコロナにおける持続可能な社会を実現する取り組みとして評価できる。

- ⑤ 個々の求償権の実情を把握し、事業者が受けているコロナの影響に配慮しながら、効果的な回収と整理に努めたことは評価できる。今後はより一層、事業再生が見込まれる事業者への再生支援の取り組みを期待する。

- ⑥ コンプライアンス・プログラムや事業継続計画(BCP)は着実に遂行されている。

コロナ禍を契機に加速するIT化の潮流の中で、保証協会の業務におけるIT利活用も社会的な要請となっており、非対面・非接触での対応が可能な態勢を整備していることや、書類の電子化等ペーパーレス化の取り組みを進めていることは評価できる。

今後も感染予防対策を継続しながら各種施策を実施するとともに、信用保証協会のコロナ関連の各種施策やコロナ克服に向けた取り組みについて、対外的に広く周知するために、広報誌、ホームページ、SNSを通じて、適切な情報発信を継続してもらいたい。

(2) 事業計画・収支計画への取り組みに関する評価

- ① 保証承諾実績は前年度を大幅に下回っているが、多くの事業者において前年度のコロナ対応により当面の資金を既に確保していたためであり、保証債務残高が高い水準を保ち、代位弁済が計画を大きく下回ったことは、信用保証協会の保証支援が道内の企業倒産の抑制に寄与している証とも言え、地域におけるセーフティネット機能が有効に働いているものとして評価する。

また、回収部門においては、コロナの影響を受けている事業者に配慮しながらも、計画以上の回収実績となっており、評価できる。

- ② コロナ対応資金により保証債務残高が急増した半面、代位弁済が計画に比べ大幅に下回ったことで、計画以上の当期収支差額を確保した。

今後も公共的使命を果たしていくためには、更なる経営の効率化はもとより、増加した保証債務残高から代位弁済に遷移させない取り組みを進めることが重要である。コロナの打撃を受けた事業者への経営支援・再生支援によって業態転換や事業再構築のサポートを行い、地域の活力維持に努めてもらいたい。





06

年度経営計画

年度経営計画(令和4年度)

1 業務環境

(1) 経済動向

新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の蔓延から2年が経過しているが、依然として、変異株の発生等により感染の拡大と縮小が繰り返され、経済・社会に甚大な影響を与えている。そうした中、世界経済はコロナによる落ち込みから持ち直し、中国や欧米を中心に需要が増加し、その影響は原材料や燃料価格の高騰となって表れ、製造業を中心に大きな打撃となってきている。さらにウクライナ問題を発端にした緊迫する世界の時局は、今後の経済・金融等に大きな影響を与えるとともに予断を許さない状況にある。日本国内では、コロナによって医療・介護、流通や観光、さらには教育や文化など、社会のあらゆる分野でその脆弱性が浮き彫りになった。しかし一方で、コロナを克服する動きが活発化する中、社会のデジタル化が加速し、非対面・非接触を前提とした新たな社会のあり様も定着しつつある。

国内の経済では、国の積極的なコロナ対策による支援により経営を維持している企業も多く、倒産件数は未だ低調に推移してはいるものの、多くの企業では過剰債務問題の表面化が懸念され、今後の収益性の改善が大きな課題となっている。

他方コロナ禍であっても、製造業等の一部業種では業績を伸ばしている先もあり、いわゆる「K字回復」といわれる二極化の様相となっており、業況回復している企業と、対面を前提とした消費関連業種等の未だ低迷している企業との明暗が鮮明になってきている。

道内経済については、主要産業の一つである宿泊・飲食サービス業を中心に、コロナの影響によって大幅に落ち込んでいたが、ウィズコロナの対策が社会に浸透してきたことと相まって、足もとではわずかながらもち直しの動きがみられている。

今後は、長期化するコロナの影響によって、企業倒産あるいは事業の継続を断念し休業・解散を検討する企業の増加が懸念されることから、業態転換や事業承継の取り組みはもちろん、新技術の開発や販路の拡大を図るなどのイノベーション創出に向けて、官民、さまざまな主体の連携により、地域経済の回復・再生に取り組むことが極めて重要な局面となる。

(2) 中小企業を取り巻く環境

多くの道内中小企業・小規模事業者(以下、事業者)は、政府の経済対策によって、当面の資金確保はなされているが、今後は大きく膨らんだ借入金を返済していくため、更なる収益を確保する必要がある。社会はコロナ前には戻らないという前提のもと、コロナ克服とニューノーマルへ対応するため、新分野への事業転換、新たなサービスの事業化など、事業変革の取り組みが必要になっており、事業者が取り組むべき課題は山積している。

また、コロナによって打撃を受けた地域の経済基盤や雇用を今後どのように守っていくのか、少子高齢化や労働人口の減少を背景とした地域経済の活力低下といった構造的課題の解決や、ポストコロナにおける地域経済の再生、さらには世界情勢の緊迫化がもたらす先行きの不透明性など、事業者を取り巻く環境はこれまで以上に厳しいものになっている。

当協会は、こうした業務環境を踏まえ、信用保証協会の公共的使命を自覚し、持続可能な社会の実現に向けた事業者のコロナ克服の取り組みを後押しし、そのライフステージの各局面において、信用保証制度がその事業の発展を支えるものとなるよう取り組む。

コロナによる経営課題を克服するために、経営改善や生産性向上について事業者がどのような課題を抱えているか寄り添いながら対話を進め、金融機関・関係機関と連携し、経営支援の更なる強化により事業者の取り組みをサポートしていく。

また、ポストコロナにおける起業等の後押しをするため、各専門機関等と緊密に連携し道内経済の活性化に取り組んでいくとともに、災害や景気変動等により事業活動に影響を受けた事業者へのセーフティネット機能を発揮するよう万全を期す。

さらには、当協会が将来に亘って公共的使命を果たし続けていくため、社会の動きに連動したIT活用による業務改善の取り組み等、引き続き経営基盤の強化に努める。

以上を踏まえて、年度経営計画の方針を次のとおりとして取り組む。

(1) 政策保証の推進と適切な信用保証の供与

コロナの影響を受けた事業者の相談に応えながら、国や地方自治体が展開する各種の経済対策に基づく資金繰り支援を引き続き弾力的に行っていくとともに、コロナ克服に向けた課題に取り組む事業者に対して、経営支援と金融支援を一体化させ、各事業者が抱える多様な経営課題の解決のため、それらのニーズに合致する保証制度を適切に推進する。

また、事業者との対話を通じてその状況を的確に把握し、前向き資金を含めたそれぞれの資金ニーズに応じ、保証利用者へのきめ細かい対応などサービスの向上に努め、保証業務の充実を図る。

(2) 経営支援と事業再生の推進

事業者の多くがコロナの影響下で難しい経営課題を抱えており、その解決のためには経営改善や生産性向上が必要不可欠であることから、北海道イノベーションプラットフォーム等の各支援機関・専門機関と連携したプッシュ型経営支援に取り組むことで、経営支援の更なる強化を図る。

また、経営支援能力を底上げすべく、継続的な経営支援人材の育成に取り組む。

事業再生局面の事業者に対しては、経営者保証ガイドラインの適切な運用に努め、経営者の再チャレンジについて後押しする。

(3) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取り組み

事業者の経営改善・生産性向上への取り組みのために、今後とも金融機関との対話を通じた適切なリスク分担が必要不可欠であり、非対面・非接触型のコミュニケーション手法も駆使しながら、意見交換会や勉強会を通じた金融機関との対話に引き続き取り組んでいく。

(4) ライフステージに即応したきめ細かな支援と地方創生への貢献

地域経済の活力維持や雇用の確保を図るため、創業者への開業支援はもとより、新たな事業を生み出すための起業支援に積極的に取り組むとともに、事業承継支援や事業再生支援を通じて、地域を支える事業者の経営基盤を着実に繋いでいく取り組みを推進し、地域経済の活性化に寄与するよう努めることで、地方創生への貢献を果たしていく。

また、持続可能な社会の実現に向け、環境問題や健康経営などSDGs等の取り組みを支援する保証制度を推進し、地域社会への貢献に取り組んでいる事業者を後押しする。

(5) 地域金融におけるプラットフォーム機能の発揮とプレゼンスの向上

「北海道中小企業支援ネットワーク」の事務局および「北海道イノベーションプラットフォーム」の事務局として、仲介機能を発揮するとともに、各地域の支援機関が一体となって事業者支援を展開できるよう取り組んでいく。

また、信用保証制度や当協会が展開する各種施策をより分かりやすく、対象に応じた多様な媒体で発信し、地域における当協会のプレゼンスをより一層高める取り組みを強化していく。

(6) 求償権の状況に応じたきめ細かい回収業務の取り組み

信用補完制度の堅持や事業者のモラルハザード防止のため、効果的な手法によって求償権回収の促進を図るとともに、個々の求償権の実情を把握しながら、効率的な求償権管理に努める。

(7) IT活用を通じた効率性と利便性の向上

社会経済全体でデジタル化への動きが加速していることから、IT活用の取り組みを組織的に促進していくとともに、IT化を契機とした業務の効率化に向けて、職員の意識改革を図っていく。

また、非対面・非接触型の社会的ニーズに応えるよう利便性向上に向けた取り組みを強化する。

(8) 業務改善の推進と業務運営の強化

健全かつ適正な業務運営態勢の確保に努めることで経営の効率化を図るとともに、人材育成・能力開発を通じた組織活性化に取り組む。

また、IT化の取り組みを組織全体に適切な形で実装させていくため、職員のITリテラシーの向上を目指すとともに、ポストコロナの社会変容に応じた職場環境の整備に努める。

(9) ガバナンスの強化

公的な保証機関としてガバナンスの強化を図るため、コンプライアンス態勢ならびにリスク管理態勢の充実・強化に努める。

また、自然災害等の危機に直面した際にも、公的支援機関としてその責務を果たせるよう、組織機能を維持するための体制整備に努める。

3 事業計画

令和4年度の主要計画数値は以下のとおり。

項目	金額
保証承諾	2,400億円
保証債務残高	1兆4,932億円
保証債務平均残高	1兆5,485億円
代位弁済	150億円
回収	21億円

当協会のコンプライアンスの実践

当協会では、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

これを実践するため、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針に、役職員の行動の指針として「行動規範」を策定しています。

また、コンプライアンスの着実な実行と監視のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や各会議・研修で啓発を行うなど、実践状況の把握に努めています。

このほか、各部署にコンプライアンス担当者を設置し、きめ細かい態勢を敷いています。

北海道信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

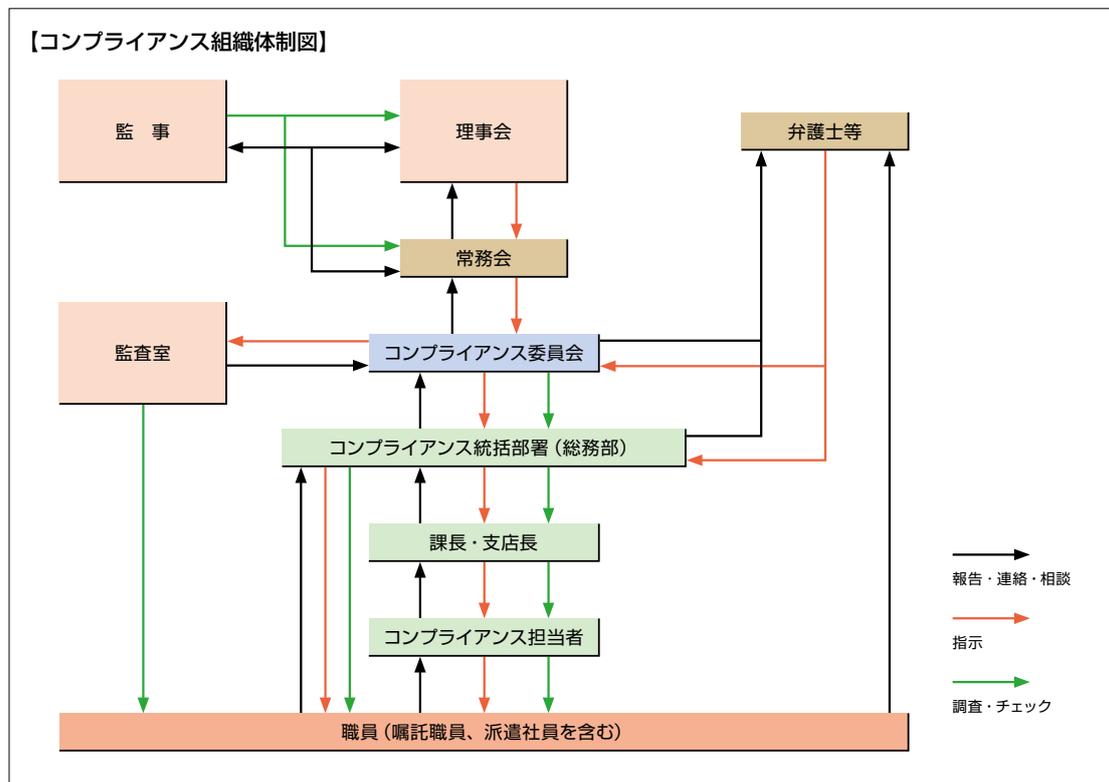
4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

5. 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

【コンプライアンス組織体制図】



個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する取り扱いを以下のとおり「個人情報保護宣言」として制定しています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的の安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参または郵送してください。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)および(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所 札幌市中央区大通西14丁目1番地
電話番号 011-241-5554
部 署 名 総務部 総務課

信用保証協会は、信用保証制度を悪用する行為を排除します

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証取り扱いをするために保証申込に際し、次のとおり対応します。

■ 反社会的勢力は信用保証協会の保証対象とはなりません

信用保証協会では、平成21年7月より「反社会的勢力は信用保証の対象とならない」ことを信用保証委託契約書等においても明記しているところですが、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」および「反社会的勢力の共生者」についても信用保証の対象とはなりません。

信用保証協会は、申込人または保証人が反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたって反社会的勢力に関係しないことを確約しなければ信用保証の対象としておりません。

次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑧ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑨ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑩ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑪ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑫ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

また、申込人または保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

■ 信用保証料以外に、手数料、入会金、あっせん料、仲介料は一切いただいておりません

悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申込にあたり、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求するケースが発生しております。信用保証協会では信用保証料以外には、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いただいておりません。

■ 第三者介入、同席の案件には応じられません

監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認めた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないこととなっております。

■ 申込人本人（法人の代表者を含む）になりすました者の保証には応じられません

■ ご不審な点をご連絡を

ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら信用保証協会までご連絡ください。

※信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

理事

- 会長 山谷 吉宏 常勤
- 専務理事 高橋 義典 常勤
- 常務理事 栗山 敬康 常勤
- 常務理事 三原 雄一 常勤
- 理事 山口幸太郎 北海道市長会 会長
- 理事 柴田 達夫 北海道町村会 常務理事
- 理事 兼間 祐二 北海道銀行 頭取
- 理事 安田 光春 北洋銀行 頭取
- 理事 増田 雅俊 北海道信用金庫協会 会長
- 理事 尾池 一仁 北海道中小企業団体中央会 会長
- 理事 廣田 恭一 北海道商工会議所連合会 専務理事
- 理事 宮崎 高志 北海道商工会連合会 会長
- 理事 浅山 廣司 北海道信用組合協会 会長
- 理事 村上 秀 みずほ銀行 札幌法人部 部長
- 理事 嶋田 慎吾 北陸銀行 札幌支店長

監事

- 監事 太田 武司 公認会計士
- 監事 青木 豪 弁護士・司法書士
- 監事 北條 富雄 常勤

順不同敬称略

機構組織図



		主な業務	
監査室	業務・会計監査		
総務部	総務課	総務グループ	総務業務の総括、予算・決算、資金運用、庶務、保証料徴収・返戻、財務データ入力
		電子化グループ	保証関係書類の電子化
	人事課	人事、給与、研修	
	経営企画課	経営計画の策定、広報	
	情報システム課	システム運用管理、統計	
業務統括部	業務課	保証業務の総括・企画・指導	
	審査課	審査グループ	保証審査の統括
		代位弁済グループ	代位弁済審議
	経営支援室	企業支援課	創業支援・事業再生支援・廃業支援、金融・経営相談、事業承継サポートデスク、海外展開サポートデスク、北海道中小企業支援ネットワーク事務局、北海道イノベーションプラットフォーム事務局
		期中支援課	経営改善支援、期中支援、事業再生支援
管理部	管理課	管理回収業務の総括・企画・指導	
	整理一課	求償権管理回収・求償権の法的申立	
	整理二課		
保証部	保証一課	保証相談、保証審査、期中支援、延滞調整、事故報告	
	保証二課		
	保証三課		
支店	函館支店	支店管轄の保証相談、保証審査、経営支援、期中支援、延滞調整、事故報告、求償権管理回収*	
	帯広支店		
	北見支店		
	小樽支店*		
	旭川支店	保証課	保証相談、保証審査、経営支援、期中支援、延滞調整、事故報告
		整理課	求償権管理回収
	釧路支店	支店管轄の保証相談、保証審査、経営支援、期中支援、延滞調整、事故報告、求償権管理回収*	
	室蘭支店*		
	滝川支店		
	苫小牧支店		

※小樽支店、室蘭支店では「求償権管理回収」は行っておりません。

お気軽にご相談ください。(連絡所は市町村の商工会議所、商工会内にあります)

本店
060-8670
札幌市中央区大通西14丁目1番地
TEL: 011-241-2231
FAX: 011-221-1085
【連絡所】●江別 ●恵庭



滝川支店
073-8691 滝川市大町2丁目5番32号
TEL: 0125-23-1201
FAX: 0125-22-1360
【連絡所】●岩見沢 ●深川
●美唄 ●芦川



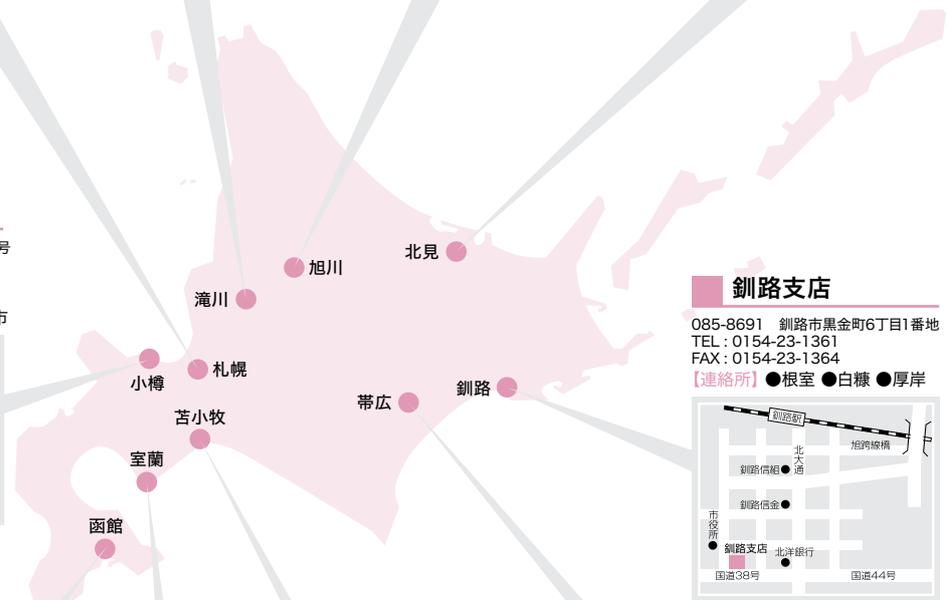
旭川支店
070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2
TEL: 0166-24-1441
FAX: 0166-25-5649
【連絡所】●留萌 ●稚内 ●名寄
●富良野 ●士別 ●上川



北見支店
090-8691 北見市北8条東1丁目3番地
TEL: 0157-24-5196
FAX: 0157-24-5191
【連絡所】●北見(留辺蘂) ●網走
●紋別 ●遠軽 ●斜里



小樽支店
047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL: 0134-22-5188
FAX: 0134-22-5918
【連絡所】●岩内 ●俱知安 ●余市



釧路支店
085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地
TEL: 0154-23-1361
FAX: 0154-23-1364
【連絡所】●根室 ●白糠 ●厚岸



函館支店
040-8691 函館市大森町24番1号
TEL: 0138-23-8425
FAX: 0138-23-8471
【連絡所】●北斗 ●江差 ●森
●八雲



室蘭支店
050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号
(室蘭市中小企業センター3階)
TEL: 0143-45-6001
FAX: 0143-45-7818
【連絡所】●伊達

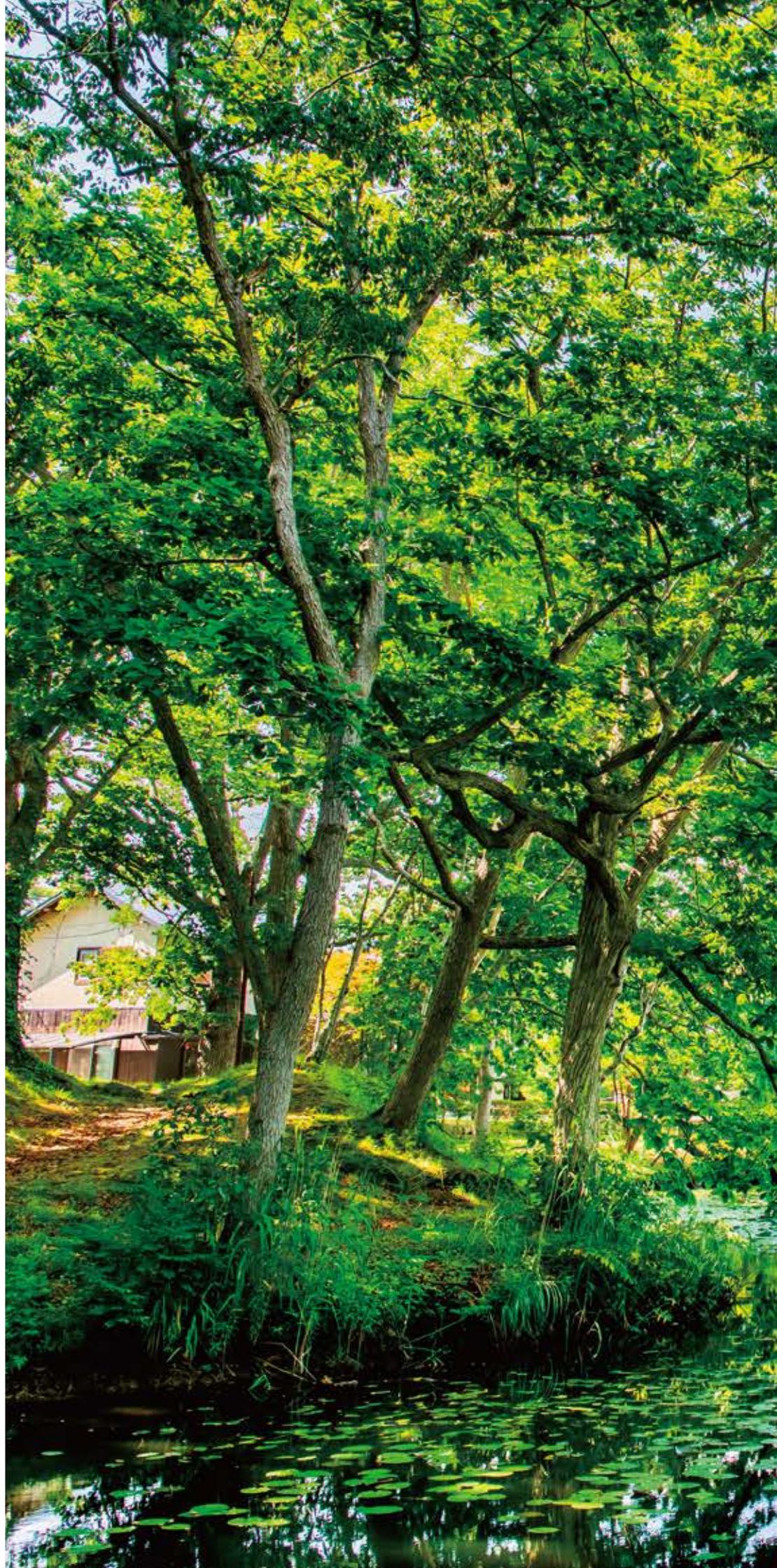


苫小牧支店
053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL: 0144-33-1751
FAX: 0144-32-3915
【連絡所】●浦河 ●白老 ●新ひだか



帯広支店
080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL: 0155-24-3658
FAX: 0155-24-3661
【連絡所】●本別 ●清水 ●幕別





環境に優しい植物油インクを
使用しています。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用して
います。

<https://www.cgc-hokkaido.or.jp/>



写真:大沼国定公園